

苅田町浄化槽清掃業許可申請書類等一覧

- (1)「浄化槽清掃業許可申請書」は、システムに必要事項を入力することで自動作成されるため、別途提出の必要はありません。
(※システムへの添付も必要ありません。)
- (2)その他の申請書類は、原本をスキャンしたデータ(PDF形式)をシステム上に添付してください。(※書類原本の郵送・窓口持参は必要ありません。)
- (3)「注意事項」で【必須】となっている書類が1つでも不足していると申請が完了しませんので、入力画面に進む前にご準備ください。

書類	注意事項	様式
浄化槽清掃業許可申請書	【システム入力による自動作成】押印不要	申請書
登記簿謄本または定款	【必須】 定款の場合は、申請者が「原本と相違ないことを証明する」と記載し、署名したものを添付すること	—
事務所付近の見取図	【必須】 付近の状況がわかる地図等を添付すること	—
業に係る全ての運搬機材 (車両、船舶等)の検査証	【必須】 ※機材が複数ある場合は、一覧表を添付すること 車両については「自動車検査証記録事項」のみで可(ただし、車検証が電子化されていない車両については、車検証の写しを添付すること)	一覧表
業に係る全ての運搬機材 (車両、船舶等)の写真	【必須】 ナンバープレート、社名、船舶名等が確認でき、全容が確認できること	貼付票
役員を含む従業員名簿	【必須】	名簿
浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類	【必須】	—
誓約書	【必須】 押印不要	誓約書

●申請方法

- ① 電子申請システムへの入力・データ添付(申請書類のデータは、PDF形式で添付してください。)
- ② (システムへの入力後)許可申請手数料5,000円を苅田町代表口座へ振り込んでください。(振込手数料は、申請者にてご負担ください。)
→【苅田町総合口座】福岡銀行 苅田支店 普通 501122 カンダマチ

※ 上記①・②が申請受付期間中に完了している申請のみ受理します。

※ 申請書類の「窓口持参」「郵送」による受付はできません。(電子申請のみ受付可)

※ 申請受付後、審査結果をメールでお知らせします。問題がなければ3月中旬に許可証を発行します。審査の結果、不許可となった場合でも、許可申請手数料は返金致しません。

※ 許可証の交付時期等については、別途メールまたは文書でお知らせします。

●申請受付期間

令和7年12月12日(金)～令和8年1月30日(金)

※ 上記期間中に、電子申請システムへの入力と許可申請手数料(5,000円)の納付を完了してください。

●許可証の交付

審査の結果、問題がなければ令和8年3月中旬までに許可証を交付します。

許可証の受け取り方法は、「環境課窓口での受け取り」か「郵送」となります。(※システム入力時に、どちらかを選択してください。)
交付時期等については、別途メールまたは文書でお知らせします。

●電子申請入力画面について

苅田町ホームページから電子申請の入力画面へお進みください。

(トップページ→「くらし」→「環境ごみ・リサイクル」→「一般廃棄物収集運搬業等の許可について」。もしくは「浄化槽清掃業」で検索)